

建設業以外の新分野へ進出する
中小建設事業主の方への支援制度



建設業新分野教育訓練 助成金のご案内

民間の建設投資が低迷する中、公共工事費についても減少していくことが見込まれていることから、建設業者の倒産や建設業から多くの離職者が発生することが懸念されています。

建設業新分野教育訓練助成金は、建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した中小建設事業主に対し支援を行う制度です。

期間が平成24年3月31日
まで延長されました

支給要件

- 建設事業以外の事業(新分野事業)を新たに開始すること。
- 雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練(OFF-JTに限る。)に関する計画を作成し、計画に基づき、教育訓練を有給で行うこと。
- 教育訓練の対象者は、教育訓練の開始前1年間以上継続して雇用されている建設労働者(一般被保険者)であって、教育訓練の終了後、引き続き1年以上雇用されること。
など

支給額

- ① 教育訓練に要した経費の2/3(1日当たり20万円、60日分を限度)
 - ② 教育訓練を受講させた労働者1人につき日額7,000円(上限。60日分を限度)
- ①及び②の合計額を支給します。

支給手続き

- 教育訓練を開始する日の2週間前までに、労働局等に訓練計画を届け出てください。
- 助成金の支給申請は、教育訓練が終了した日(賃金締切日が定められている場合は直後の賃金締切日)の翌日から1か月以内に行ってください。



1 受給できる事業主の方

次のすべてに該当する事業主の方が建設業新分野教育訓練助成金を受給することができます。

- ①雇用保険の適用事業主であること。



チェックしてみましょう

- ②建設事業を営んでおり、資本の額もしくは出資の総額が3億円以下、又は常時雇用する労働者が300人以下であること。

- ③建設事業以外の事業で、事業主が現に営んでいない新分野事業を平成22年2月8日以降に新たに開始すること。

期間が延長されました

- ④教育訓練計画を作成し、計画に基づき平成22年2月8日～平成24年3月31日までに対象訓練を行い、終了するとともに、訓練終了後、対象労働者を新分野事業に従事させ、対象訓練を終了した翌日から起算して1年以上継続して雇用することが確実であること。

- ⑤以下の書類を整備、保管している事業主であること。

- ・対象労働者の出勤状況、賃金の支払い状況等を明らかにする書類
(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)
- ・訓練の実施内容、適切な指導員等により訓練が実施されたことを示す書類
あわせて
事業所訓練の場合 ー通常の生産活動と区分して行われたことを示す書類
事業所外訓練の場合 ー対象者の受講、受講料の支払いを証明する書類
委託する場合の委託契約書

2 対象となる労働者の方

次に該当する労働者の方が建設業新分野教育訓練助成金の対象となります。

- ①教育訓練を開始する前日から起算して1年以上継続して雇用されている建設労働者であって、一般被保険者であること。

3 対象となる訓練

次のすべてに該当する訓練が建設業新分野教育訓練助成金の対象となります。

- ①教育訓練の内容が、新分野事業に従事するために必要なものであること。

- ②教育訓練の時間が、合計10時間以上であること。

- ③所定労働日の所定労働時間内に行われることが望ましいこと。

- ④教育訓練の指導員又は講師が、教育訓練の内容に関連する職種について次のいずれかに該当すること。

- ・職業訓練指導員免許を有する者
- ・1級の技能検定に合格した者
- ・これらの者と同等以上の能力を有する者



- ⑤教育訓練の実施形態が、次のいずれかに該当するものであること。
- ・ 事業所内訓練は、対象労働者を通常の職場の業務に就かせたままの状態で行うものではないこと。
 - ・ 事業主が以下の事業所外の教育訓練施設等において行うものであること。
 - (イ) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、職業訓練を行う施設、認定職業訓練を行う施設、指定試験機関
 - (ロ) 大学、専修学校、各種学校
 - (ハ) 他の事業主又は事業主団体
 - (ニ) その他職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を実施する団体
- ⑥教育訓練を受講させる対象労働者から受講料を徴収しないこと。
- ⑦教育訓練を受けさせる期間は、対象労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払うものであること。

通常の賃金の額

対象労働者の対象訓練を開始する日の前日における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に、当該対象労働者の1日平均所定労働時間を乗じて得た額。

※算定方法の詳細は労働局にお問い合わせください

対象訓練の例

- 【農業】 ・道府県立農業大学校での実践的研修(新規参入者研修、農業機械士研修等)
・就農準備校(学校法人、地方自治体等)での研修
- 【林業】 ・林業就業支援講習(受講料無料)
・労働安全衛生法に定める林業・木材製造業関係の特別教育、技能講習等
(チェーンソー作業従事者特別教育等)
- 【介護】 ・ホームヘルパー2級の研修



etc...

4 その他の支給条件

次のすべてに該当することが受給の要件となります。

- ①助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれの保険年度にも、訓練の実施に係る事業所において労働保険料を納入していること。
- ②不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと。
- ③労働関係法令の違反を行っていないこと。

！注意！

この他にも、助成金受給のための要件がございます。ご不明な点等については管轄の労働局(職業安定部)へお問い合わせください。

5 受給のための手続き



受給手続きの流れ

①教育訓練助成金の支給を希望する事業主は対象訓練を開始する日の2週間前までに「(1) 訓練計画等必要書類」を事業所の所在地を管轄する労働局に対して届け出てください。

②労働局は提出された訓練計画の内容や添付書類について確認します。

③事業主は教育訓練が終了した日の翌日から、原則として1か月以内に労働局に「(2) 支給申請書等必要書類」を提出してください。

☆賃金締切日が定められている場合は、対象訓練が終了した日の直後の賃金締切日の翌日から1か月以内となります。

④労働局は申請内容を確認し、内容が適正であると認められる時は、助成金の支給を決定し、助成金を支給します。

！ 注意 ！

○対象訓練を複数回実施する場合、1つの訓練計画届にまとめて届け出ることができます。その場合は、1つの対象訓練が終了する都度、支給申請をしてください。

1つの対象訓練は、訓練の実施内容、実施時期、対象者等により区分します。

○訓練計画を変更する場合は、訓練計画変更届を訓練開始日前日までに提出してください。

また、訓練計画を取り下げる場合は、遅滞なく訓練計画取下届を提出してください。

○支給申請書等は、申請事業主の主たる事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。最寄りのハローワークに提出できる場合もありますので、詳細は都道府県労働局にお問い合わせください。

(1) 訓練計画等必要書類

- ①建設業新分野教育訓練助成金訓練計画届 (様式第1号)
- ②建設業許可番号が記載された書類
- ③建設事業を行っている事業主であることがわかる書類 (登記事項証明書、定款、決算書 (事業報告)、会社案内等)

※ 必要に応じてその他の書類の提出又は提示を求めることがありますので、御協力をお願いします。



(2) 支給申請書等必要書類

- ① 建設業新分野教育訓練助成金支給申請書（様式第2-1号）
- ② 建設業新分野教育訓練助成金支給申請額内訳書（様式第2-2号）
- ③ （事業所内訓練の場合）
教育訓練の実施内容（訓練の科目、内容、訓練期間、訓練対象者氏名、使用する施設・教材等）を示す書類及び通常の生産活動と区分して行われたことを示す書類並びに指導員又は講師の職業訓練指導員免許証
- ④ （事業所外訓練の場合）
教育訓練の実施内容（対象者のレベル、科目、カリキュラム及び期間等）のわかる書類及び修了証書
- ⑤ （事業所外訓練を委託した場合）
委託契約書（訓練の科目、内容、訓練期間、訓練対象者の氏名のわかるもの）及び指導員又は講師の職業訓練指導員免許証
- ⑥ 平均賃金日額等算定書（様式第2-3号）
- ⑦ 建設業新分野教育訓練助成金対象労働者雇用状況等申立書（様式第3号）
- ⑧ 所要経費の領収書及び請求書

・指導員、講師謝金	・指導員、講師旅費	・施設、設備又は機械の借上料
・教材費、消耗品代等	・教育訓練施設等の教育訓練を受講した場合の入学料・受講料	
・教育訓練施設等へ委託した場合の委託費		
- ⑨ 所要経費の支払いが確認できる書類（振込依頼書、支払元帳等）
- ⑩ 受講者の出勤簿及び賃金台帳
- ⑪ 就業規則、賃金規定等（必要と認める場合）

6 支給額

※支給額は①教育訓練に要した経費に対する支給額と②対象労働者に支払った賃金に対する支給額の合計額です。

① 教育訓練に要した経費に対する支給額

1日当たりの支給額 ※20万円を限度

対象訓練経費

- ① 指導員又は講師の謝金
- ② 指導員又は講師の旅費（交通費の実費相当額）
- ③ 施設、設備又は機械の借上料
- ④ 教科書その他の教材に要する経費
- ⑤ 教育訓練を外部の教育訓練施設等で実施する場合の入学料及び受講料又は委託費

$$\times \frac{2}{3} \div \text{実施日数}$$

× 支給対象日数
※60日分を限度



② 教育訓練の対象労働者に支払った賃金に対する支給額

1人につき7,000円

※対象賃金日額が7,000円未満のときは対象賃金日額の額

× 教育訓練を受講させた日数
※60日分を限度
(対象訓練の時間が1日につき3時間に満たない日を除く。)

○対象賃金日額の算定式○

$$\frac{\text{（前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額）}}{\text{（前年度1年間の1か月平均雇用保険被保険者数）} \times \text{（年間所定労働日数）}} \times 0.8$$

！ 注意 ！

- この助成金は訓練計画届け出後にただちに支給されるものではありません。訓練後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書等の内容によっては審査に時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。
また、助成金の支給は口座振込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本助成金の支給を受けることができる事業主が、次の助成金等の支給を受けた場合には、この助成金は支給されません。また、3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、既卒者育成支援奨励金を受けた場合、緊急人材育成・就職支援基金事業における教育訓練助成金の支給を受けることができる場合には、この助成金は支給されません。
(平成23年4月1日現在)

助成金名	支給の有無	助成金名	支給の有無
雇用調整助成金		精神障害者雇用安定奨励金（雇入れに係るものに限る）	
高年齢者職域拡大等助成金		職場支援従事者配置助成金	
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金及び特定求職者雇用開発助成金）		認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助	
高年齢者等共同就業機会創出助成金		訓練等支援給付金	
受給資格者創業支援助成金		中小企業雇用創出等能力開発助成金	
地域求職者雇用奨励金		中小企業緊急雇用安定助成金	
沖縄若年者雇用促進奨励金		若年者等正規雇用化特別奨励金	
地域再生中小企業創業助成金		正規雇用奨励金	
通年雇用奨励金		派遣労働者雇用安定化特別奨励金	
発達障害者雇用開発助成金		特例子会社等設立促進助成金	
難治性疾患患者雇用開発助成金		障害者就業・生活支援センター設立準備助成金	
		建設教育訓練助成金	
		建設雇用改善推進助成金	

- 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消しが行われ、この場合、すでに支給された助成金については全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。
また、不支給決定または支給決定の取消を受けた日以後3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがありますのであらかじめご了承ください。対象となった場合はご協力をお願いいたします。関係書類については、5年間保存整理してしてください。

※詳細は、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)におたずねください。

通信欄